

福祉生活病院常任委員会資料

(平成27年9月24日)

〔件　名〕

- 1 請願 生活環境27年23号
淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画の事業計画とアセス購入費のための6月補正予算の執行停止及び「構造見直し」のための9月補正予算案の否決について
(循環型社会推進課)・・・1
- 2 陳情 生活環境27年24号
「若者ふるさと定着奨学金」(仮称)の創設について
(くらしの安心推進課)・・・11

生 活 環 境 部

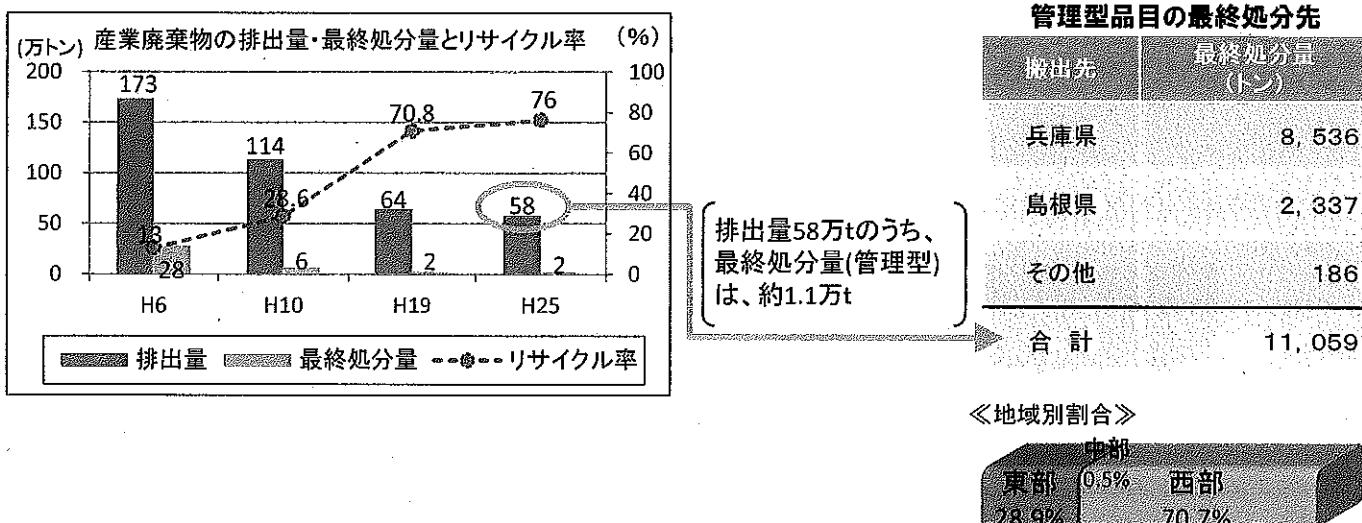
鳥取県内における産業廃棄物の最終処分の現状

平成27年9月24日
循環型社会推進課

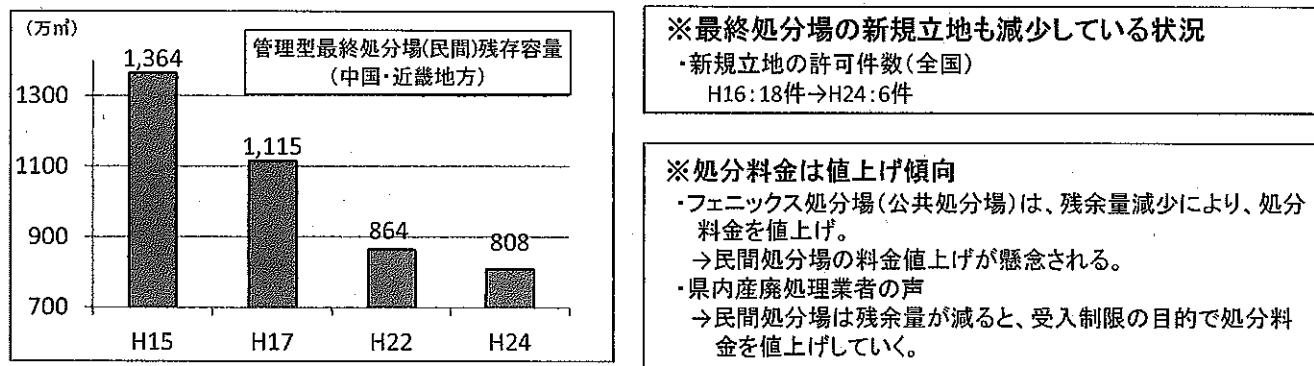
1 限りなく廃棄物ゼロを目指していますが、全量はリサイクル出来ません。

○リサイクルの進展により、排出量は大幅に減少(H6:173万トン→H24:58万トン)していますが、全量リサイクルは出来ません。(リサイクル率は、全国平均55%のところ、本県では76.1%と高水準)

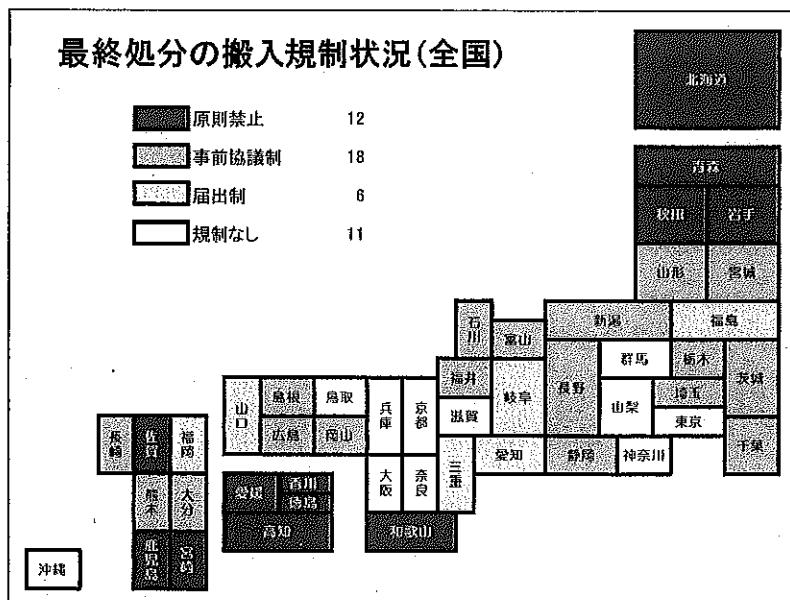
○現在、最終処分量約2万トンのうち、管理型品目の約1万トンは全量県外で処分されています。



2 近県の最終処分場の残存容量は減少しており、処分先の確保が困難となるおそれがあります。

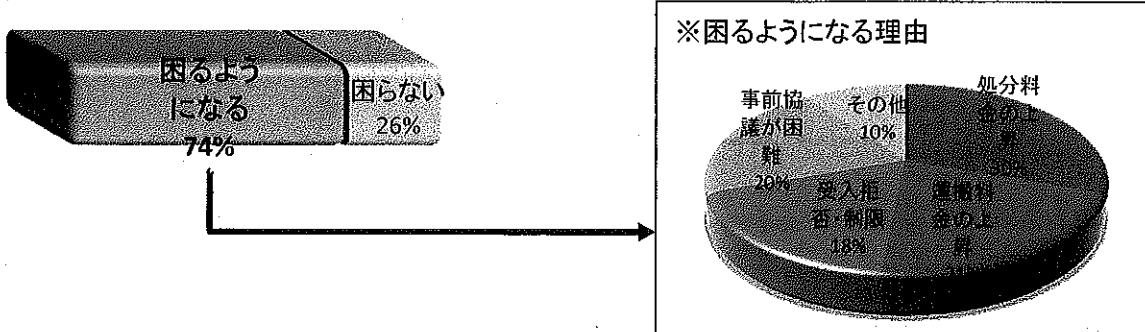


3 県外産廃の搬入規制を行っている県は、36道県で実施。さらに、最終処分は、12県が原則搬入禁止措置。

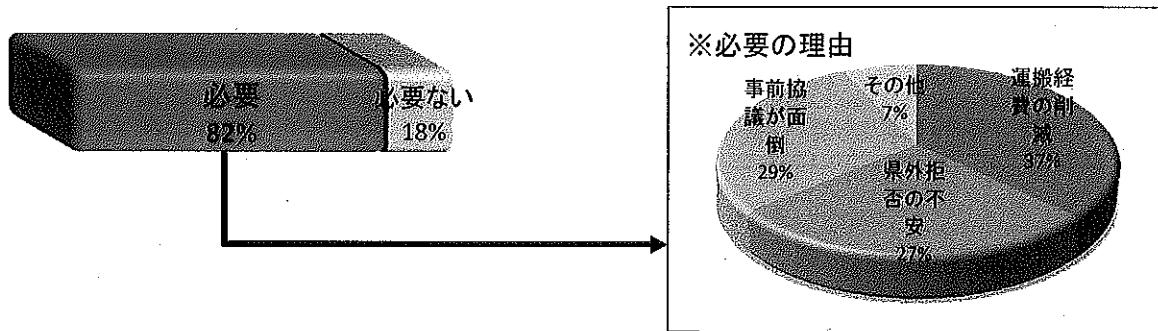


4 処理業者・排出事業者の意向調査結果(H26年度調査)

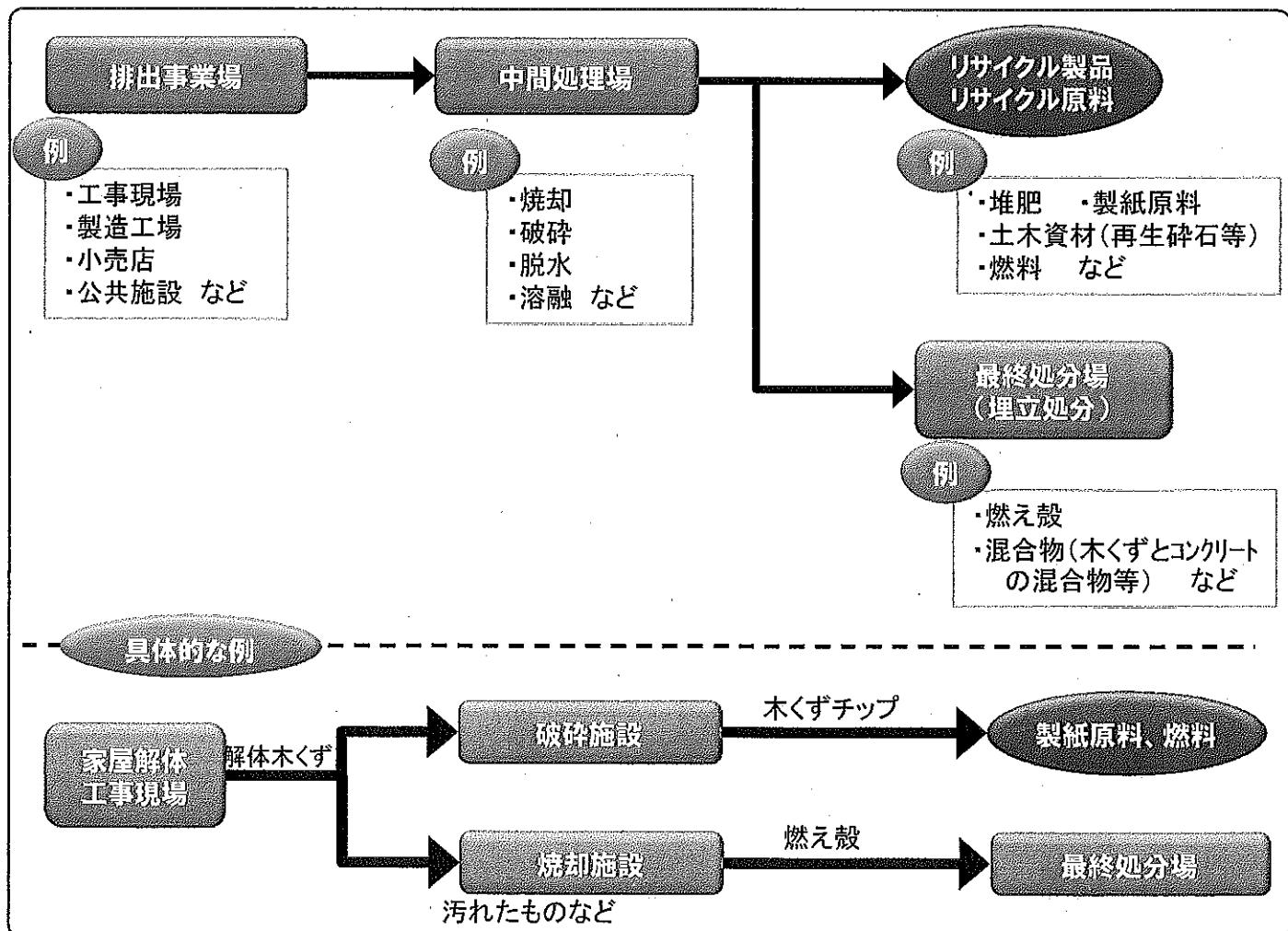
① 県内排出事業者等の約7割は、将来、最終処分について困るようになると回答されています。



② 県内排出事業者等の約8割は、県内に最終処分場が必要と回答されています。



＜参考：産業廃棄物処理の一般的な流れ＞



産業廃棄物管理型最終処分場整備に係る主な経過

平成27年9月24日
循環型社会推進課

1 これまでの主な経過

- H 6. 12 県内での管理型最終処分場整備に向け、(財)鳥取県環境管理事業センター設立
- H11. 9 「青谷計画断念」を決定
- H14. 11 「小沢見計画断念」を決定
- H16. 2 新候補地を選定（2箇所：岩美町浦富、倉吉市小田）
- H20. 5 環境プラントとの事業提携方式による計画を公表【方針のみ、事業計画未策定】
・処分場の建設運営→環境プラント、搬入物の事前審査等→センター
- H20. 8 環境プラントが事業実施に必要な調査設計委託をコンサルタントに発注
*全額事業者負担（オープン型：区画割なし）

～整備費用の負担割合、整備主体を環境プラント、センター、行政（県・市町村）等で協議継続～

- H24. 2 環境プラントとの事業提携方式による整備方針を公表【事業計画（財政支援含む）】
・処分場の建設運営→環境プラント、搬入物の事前審査等→センター
・施設形式：区画割方式によるオープン型
・整備費の一部を県補助（建設費2/3、維持管理費（高度処理等）1/2）

～生活環境影響調査、施設設計等の作成作業と並行し、地元へ説明会を複数回実施～
*H25年11月：専門家3名の生活環境影響調査の検証依頼（「概ね妥当」の意見をいただいた）

- H27. 3 地元の声や環境プラントの要望を踏まえセンターが設置運営主体となることを決定
- H27. 4 地元自治会の一部会員等（山根一典氏等9名）が住民監査請求書を提出
⇒6/10 県監査委員は請求の棄却等を決定
- H27. 7 上記住民監査請求者9名が監査結果を不服として、鳥取地方裁判所に提訴
- H27. 8 別コンサルに委託した事業計画の検証結果（一次報告）、県の指示を受け、センターは別案を検討し、それを踏まえてセンターとしての事業計画を策定することを決定

2 地元6自治会への主な事前説明の状況

<平成23年度>

- ・整備方針を説明

<平成24年度>

- ・計画（案）、必要性等の説明
- ・計画概要、県の考え方を説明

<平成25年度>

- ・三重県「新小山処分場」へ視察
- ・生活環境影響調査結果書（案）等の説明
- ・公害防止協定、地域振興の説明
- ・事業計画書（案）の説明

<平成26年度>

- ・福井水源地影響調査結果を説明
- ・設置運営主体の変更（環境プラント→センター）をお知らせ

<平成27年度>

- ・別案を検討することをお知らせ

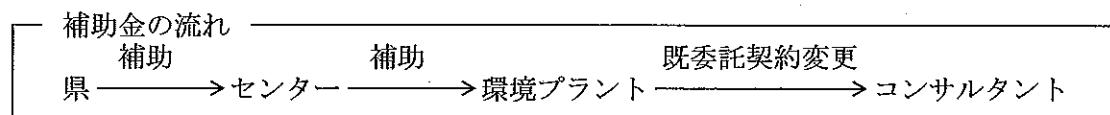
<参考：地元の意見を反映した内容>

- ◎生活環境影響調査関係：風向風速調査、現況騒音補完調査、透水係数試験、臭気指數調査
三次元浸透流解析、大地震解析、福井水源地影響調査
- ◎事業計画関係：電気漏えい検知システム導入、監視カメラ設置、進入路変更

3 H24年2月整備方針に基づく計画作成に係る補助金支出の状況

(1) 実施設計・生活環境影響調査経費（最終処分場整備推進補助金）

- ・補助額：35,000千円（事業費の2/3をセンターを通じて環境プラントに間接補助）
- ・補助年度：平成24～25年度
- ・内容：実施設計・生活環境影響調査等を実施する経費
(補助対象額に環境プラント独自実施分(H20～23)との重複がないことを確認済み)

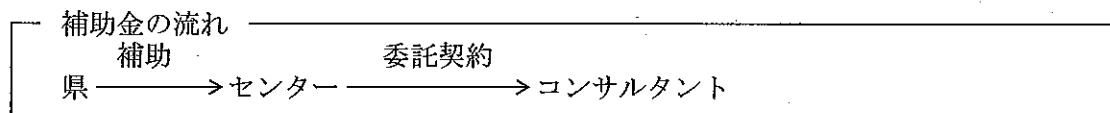


(2) 地下水流向等調査経費（環境管理事業センター運営費補助金）

補助額 11,004千円（事業費の10/10をセンターに直接補助）

補助年度 平成25年度

内容 三次元浸透流解析、大地震解析、風向風速調査等に係る経費

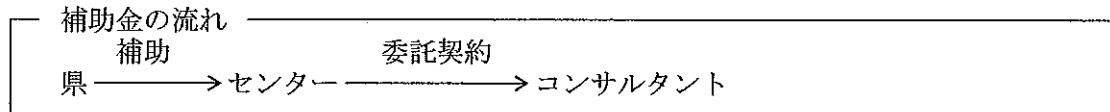


(3) 福井水源地影響調査経費（環境管理事業センター運営費補助金）

補助額 13,060.44千円（事業費の10/10をセンターに直接補助）

補助年度 平成26年度

内容 福井水源地への影響調査等に係る経費



<参考：貸付金について>

①事業承継費用 51,428千円 (H27年6月補正予算)

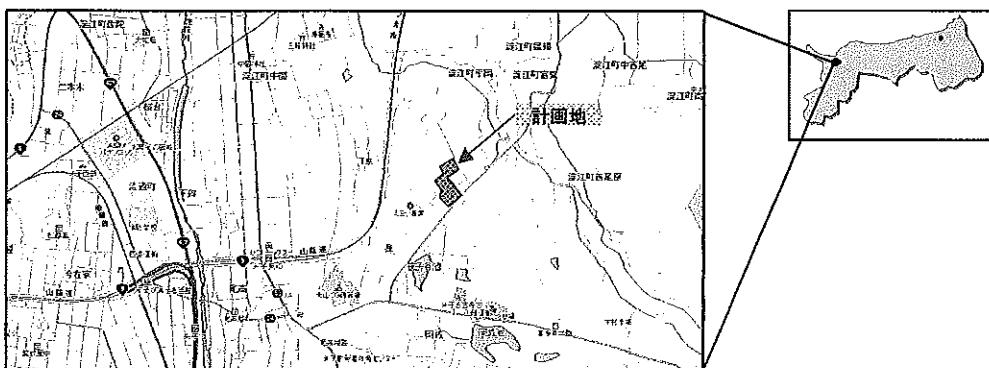
②別案検討費用 39,000千円 (H27年9月補正提案)

- ・別案検討・生活環境影響調査 約25,000千円
- ・地下水三次元解析 約9,000千円
- ・地質調査 約5,000千円

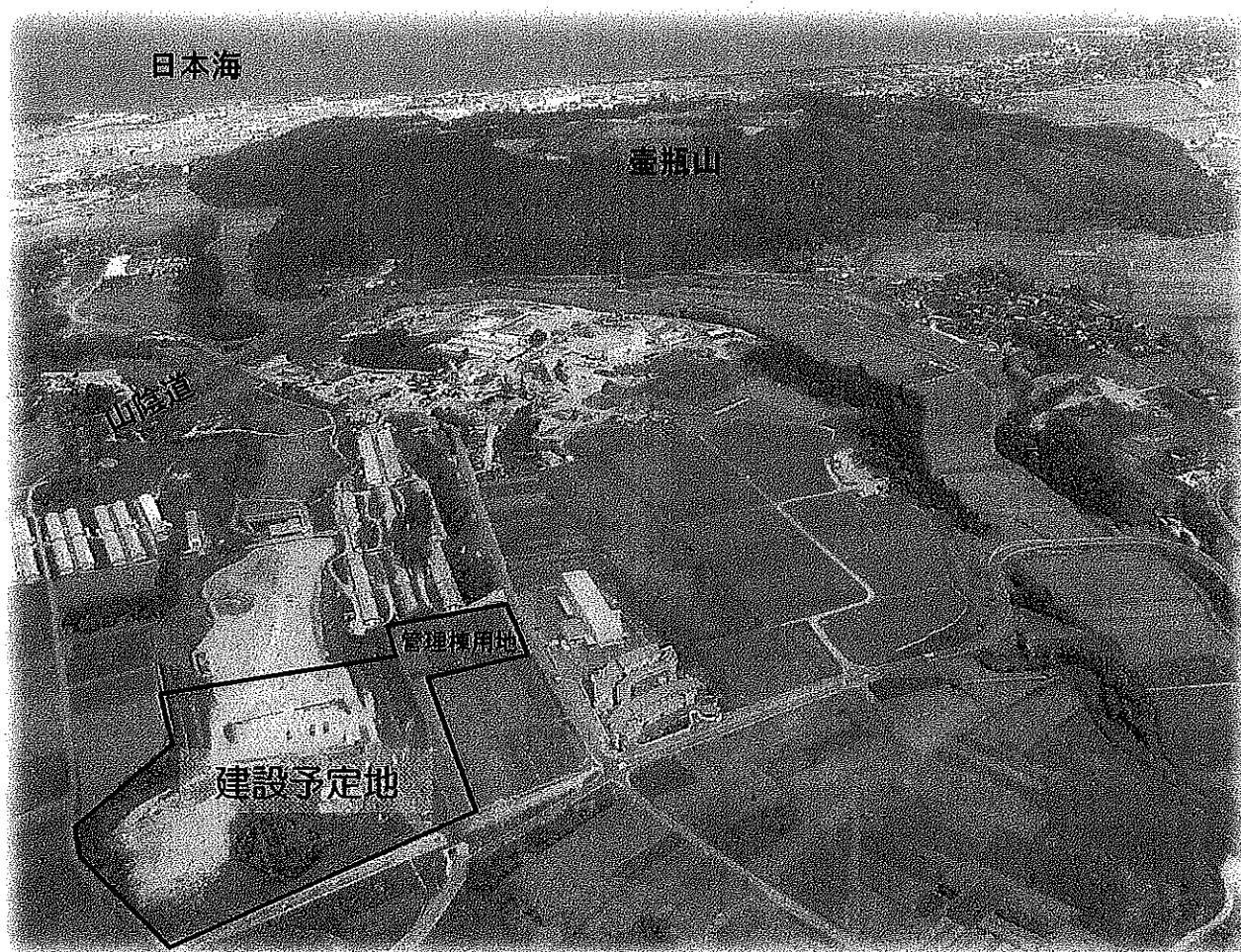
I 事業の概要

(平成26年2月 常任委員会説明資料から要約)

計画概要



区分	計画内容
施設の種類	産業廃棄物管理型最終処分場
所在地	米子市淀江町小波地内 (環境プラントが設置している一般廃棄物最終処分場の南側隣接地)
施設面積	埋立面積：22,230m ² (開発面積：38,577m ²)
埋立容量	埋立容量：254,027m ³ 廃棄物量：約20万m ³ (約21.5万トン)
計画期間	47年間 (埋立期間37年間・維持管理期間10年間)
事業収支(税抜)	約77億円 (建設費 約47億円、維持管理費約28億円、収益約2億円)



II 施設整備の概要

(平成26年2月 常任委員会説明資料から要約)

- 最終処分場整備において、特に配慮が必要とされる地下水への漏水や河川水の汚染防止に万全を期すため、国の基準を上回る設備等を導入します。
- 埋立地の上下流に観測井戸を設置し、定期的に地下水の水質のモニタリングを行います。
- 環境管理事業センターが、廃棄物の搬入管理を行います。
- 周辺の景観にも十分配慮するため、植栽や防音壁の整備等を行います。

地下水への漏水防止対策

- ・国の基準である2重の遮水シートに加え、ペントナイト混合土を敷設した3重の遮水構造とします。(一般廃棄物最終処分場で導入している設備と同様のものです。)
- ・さらに、万が一、シートが破損した際に速やかに破損箇所がピンポイントで検出できる電気漏えい検知システムを導入します。

不適切な廃棄物の搬入防止対策

- ・環境管理事業センターが、廃棄物の搬入管理を行います。
- ・管理施設には積荷検査デッキを併設し、搬入物の性状検査を行います。

■防音壁・植栽

周辺事業所からの景観に配慮し、防音壁の外側に植栽を設置します。

■タイヤ洗い場

タイヤに付着した泥などを洗う設備

塩川

農業用水排水路

防災調整池

放流経路

観測井戸(下流)

管理施設

淀江方面

防音壁

県道/尾高・淀江線

進入路

埋立地

浸出液処理施設

観測井戸(上流)

泉方面

■防音壁

処分場からの音をシャットアウトとともに、周辺から処分場を見えにくくするための施設

河川水の汚染防止対策

国の基準を上回る高度な水処理（逆浸透膜処理）を導入し、ダイオキシン類などの除去を徹底します。(一般廃棄物最終処分場で導入している設備と同様のものです。)

地下水の監視対策

埋立地の上下流に地下水観測井戸を設置し、地下水の水質を観測することにより、埋立地からの浸出液の漏えいがないか確認します。

III 安全安心に配慮した施設整備

(平成26年2月 常任委員会説明資料から要約)

遮水システムの考え方と計画概要

埋立地内の浸出液等が漏れ出し、地下水が汚染されることのないように、専門家に指導・助言等を仰ぎながら、多重の安全対策(マルチバリア)を行い万全の漏水対策を講じます。

① 国の基準を上回る遮水工の設置

○国基準である二重の遮水シートに加えて、さらに、ベントナイト混合土を挟み込む三重の遮水構造とします。

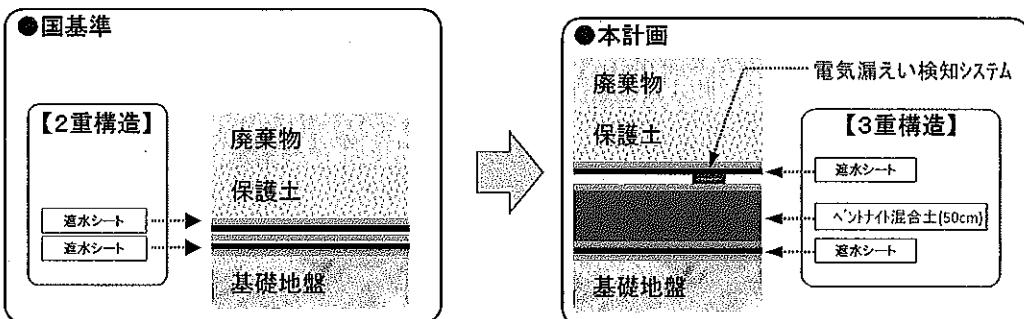
※ベントナイト：粘土の一種で、水を吸って高い止水性(水を通しにくくする性質)を示します。

素材は、一億年前に堆積した火山灰が熱水や地圧作用によって生成されたものであり、素材の劣化はありません。

② 遮水シートの破損をモニタリングする電気漏えい検知システムを導入

○専門家によると遮水シートの破損は、万が一起るとすれば施工不良や埋立初期段階で起こる可能性が高いことから万全を期すると共に、仮にシートが破損しても、破損箇所を速やかに特定出来る電気漏えい検知システムを導入します。

○システムは上層シートの直下に設置するため、システムが反応した場合でも、ベントナイト混合土と下層遮水シートの二重遮水により地下水への漏えいを防ぐことができます。



水処理施設の考え方と計画概要

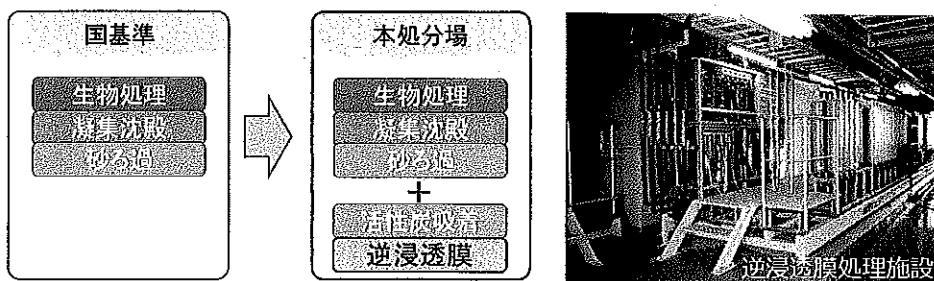
埋立地から浸出する水は、周辺環境に影響を与えないよう上水道の浄化システムにも活用されている高度な水処理施設により浄化し、塩川へ放流します。

① 国の基準を上回る水処理施設の導入

- 一般廃棄物最終処分場で実績がある逆浸透膜処理施設を導入します。

※一般廃棄物最終処分場における放流水のダイオキシン類等のデータは、国の排水基準を大幅に下回っています。

- 逆浸透膜処理施設は、上水道の浄化システムにも活用されている高度な水処理施設であり、これにより、重金属やダイオキシン類等の除去を徹底します。



② 必要容量の約1.3倍の浸出液調整池を設置

- 埋立地から浸出した水が、処理されないまま放流しないようにするために、浸出液の量を調整する浸出液調整池を設置します。
- 浸出液調整池の容量は、将来的に降水量を想定し、計算上の必要容量の約1.3倍の容量を確保します。

IV 生活環境影響調査結果

(平成26年2月 常任委員会説明資料から要約)

調査項目	予測結果の概要
水質	<ul style="list-style-type: none"> 水の汚れの指標（BOD、SS等）は、現況より高くなると予測されるが、浸出液処理施設の適切な水処理等により環境基準値を下回る。 農業用排水路から塩川合流直後で、水の汚れの指標（SS）は、現況より高くなると予測されるが、SSは環境基準を下回る。 <p>⇒ 生活環境に与える影響は極めて小さい。</p> <p>※BOD（汚れの指標）、SS（汚れ(濁り具合)の指標）</p>
地下水 (水位・流動)	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地へ流入する地下水は、処分場から小波上・小波浜に向かって流れている。 事業計画地の下流側に10~20cm程度の水位低下が予測されたが、その範囲は既設の一般廃棄物処分場内に限られている。 <p>⇒ 周辺井戸への影響はない。</p>
騒音・振動	<p><施設の稼働による影響></p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音（周辺民家：昼間）は、現況50デシベルから51デシベルと増加するが、環境基準値（55デシベル）を下回る。 振動（周辺民家：昼間）は、現況30デシベル未満から35デシベルと増加するが、人が振動を感じ始める値（55デシベル）を下回る。 <p>⇒ 生活環境に与える影響は極めて小さい。</p>
粉じん	<ul style="list-style-type: none"> 埋立てに際しては、廃棄物に覆土や散水を適宜行うなど粉じんの発生防止を行う。 砂ぼこりが立つ風速(5.5m/秒)以上の風が発生する頻度は、最多出現風向（北東及び西）でも3.5~3.6%と少ない状況であった。 <p>⇒ 生活環境に与える影響は極めて小さい。</p>
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 規制基準値を下回っている既設一般廃棄物最終処分場と同様に燃えがら等を主体に埋立て作業を行い、覆土の実施、動物性残さなどの悪臭を発生する廃棄物の受入は行わない。 <p>⇒ 生活環境に与える影響は極めて小さい。</p>
その他 ※法律で求められている項目以外のもの	<p><大地震解析></p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県西部地震、兵庫県南部地震、南海トラフ巨大地震のケースで、埋立地の安定性を検証したところ、埋立地が崩れることはない。 地震の影響による液状化の発生、シートの破損は起こらないと予測。 <p><地下水の流れ解析></p> <ul style="list-style-type: none"> 万が一、浸出液が地下に漏洩したとしても、東西方向には一定の範囲以上広がらず、下流にゆっくりと流れるため、下流に影響が出るまでに浸出液の流出を食い止めの対策を行うことが可能。

参考：生活環境影響調査報告書（案）の専門家による評価

有識者	検証分野	生活環境影響調査結果に係る有識者の主なコメント
岡崎誠教授 (鳥取環境大学)	環境アセス全般	報告書の構成、内容は国及び県の指針に沿ったものであり、調査、予測及び評価の結果、各調査項目の環境保全措置についても、他の一般的な環境アセスとほぼ同様であり、一定の水準は確保されている。
樋口壯太郎教授 (福岡大学)	環境アセス全般	廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査として、調査項目、予測及び評価内容は概ね適正に実施されている。
西垣誠教授 (岡山大学)	地下水	地下水の現地調査及び解析方法は妥当であり、地下水の挙動の予測を高度な評価手法である3次元で実施していることは評価できる。また、汚染水の漏洩対策も十分に検討されている。

※地下水関係は、現在も継続して専門家に助言をいただいている。

1 コンサルタントの一次報告

《一次報告の概要》

○当初計画は、地盤条件等について良好な状態を前提に設定されており、施工上十分な配慮が必要。前提条件を満たすため別途対策費が必要な場合あり。

〈具体例〉

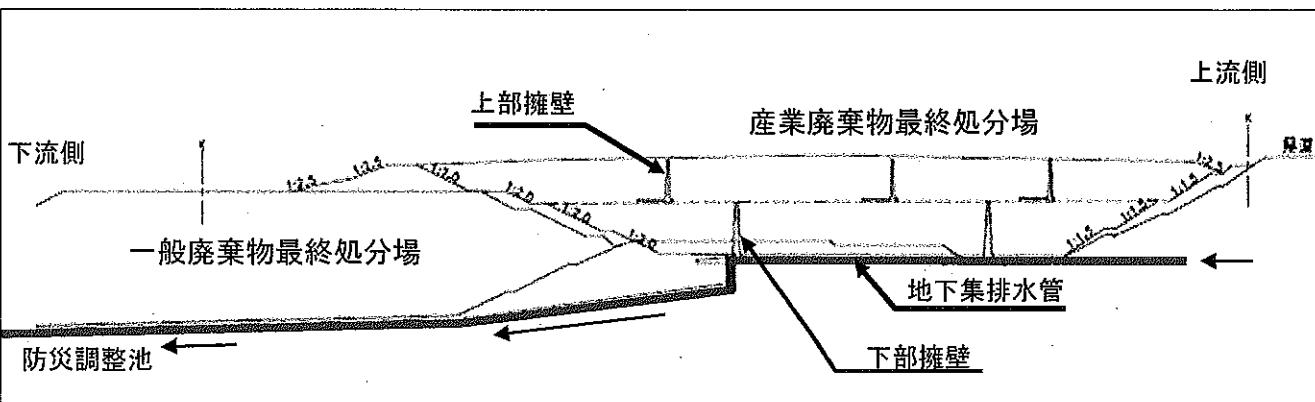
- ① 現計画は、既設の一般廃棄物最終処分場(以下「一廃処分場」)と運営者が同一民間事業者のため、防災調整池など既設一廃処分場と連係させた設計だが、主体変更に伴い一廃処分場と地下集排水の管理区分を明確にするための対策が必要。
- ② 次の事項や水処理設備の計画流入水質設定根拠などについて、類似処分場での技術情報等を勘査するなど、より深い検討を行う必要がある。
 - ・上部擁壁の基礎地盤は埋立廃棄物であり、構造物の安全性確保の観点から十分な配慮が必要であり、地盤改良が必要な場合は遮水シートへの余分な負荷・破損リスクにも配慮が必要。また、下部擁壁の遮水シートを施工する際にも十分な配慮が必要。このため、「区画割擁壁」に替わる案を検討することも必要。
 - ・遮水シートの安全性向上のため埋立期間と遮水工(遮水シート等)敷設範囲の関係などの考え方をより明確にすべき。

2 一次報告に対する県指示

《指示の概要》

センターは公的セクターとして、民間企業が施設整備を行う場合に比べ安全で安心な施設整備がさらに求められることから、下記事項や過去の検討経緯も踏まえ、よりリスクを低減できる方策の検討を行った上で事業計画を作成すること。

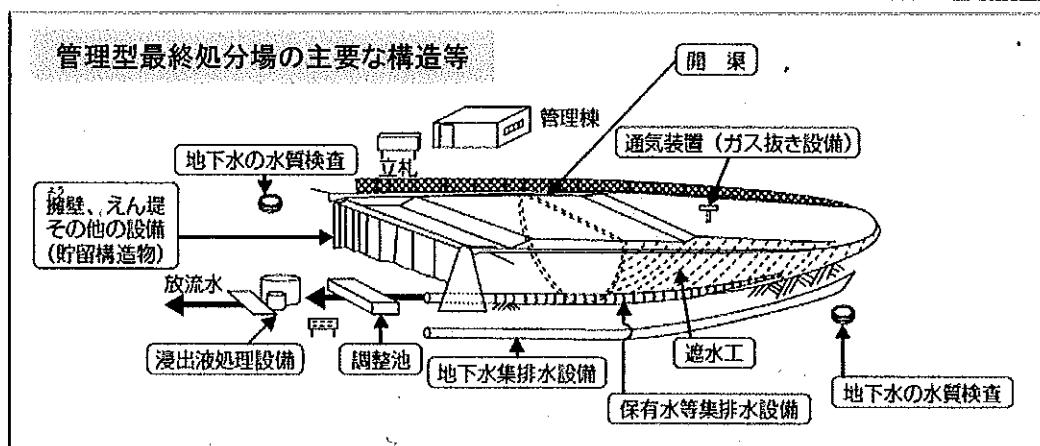
- ①センターとして事業計画を作成する場合には、よりリスクを低減していくため、一次報告を踏まえ擁壁に関するリスクの低減方策などの検討を行うこと
 - ②下流側の一廃処分場との管理責任を明確にするため、地下集排水管等の配置計画などの検討を新たに行うこと。
 - ③水処理施設の計画流入水質の諸元設定などの検討を深めること。また、埋立物の搬入検査について、その検査方法の検討も引き続き進めること。
 - ④現計画を補完するだけにとどまらず、より安心・安全な施設となり得る計画がある場合は、それらも含めて幅広に検討した上で、最良の方法を選択し、事業計画を作成すること。
- なお、構造変更など生活環境影響調査の諸元が変更となる場合は、生活環境影響調査の追加実施を行い、実施に当たっては住民にわかりやすい内容としていくこと。



VI 国の基準等に対する対応状況等

国の基準等に対する対応状況

主な基準	対応状況 ※基準に準拠した計画としている。
擁壁・堰堤の設置（構造耐力上の安全措置、腐食防止措置）	<ul style="list-style-type: none"> 想定された条件の下、構造耐力上の安全性を確認 腐食防止措置あり
二重遮水工	<ul style="list-style-type: none"> 三重遮水工の採用 (二重遮水シート+ペントナイト混合土) <p>➡ 基準を上回る計画</p>
遮水シート保護のための遮光マットの敷設	<ul style="list-style-type: none"> 基準に合致した遮光性、耐候性を有する保護マットを敷設
浸出液調整池の設置（水量、水質の変動調整あり、耐水構造）	<ul style="list-style-type: none"> 基準の1.3倍の容量で設計 <p>➡ 基準を上回る計画</p>
浸出液処理設備の設置（排水基準適合）	<ul style="list-style-type: none"> 高度な施設である逆浸透膜(R.O.)処理施設の採用 <p>➡ 基準を上回る計画 例)BOD : 国基準60mg/l → 本計画10mg/l</p>
地下水の水質検査（周縁モニタリング）の実施	<ul style="list-style-type: none"> 上・下流2カ所で水質検査実施 (重金属等は国基準以上の頻度で実施)
通気装置（ガス抜き設備）の設置	<ul style="list-style-type: none"> 16カ所設置 (指針で定める必要数12カ所)



生活環境影響調査に対する住民意見への対応状況

主な住民意見	対応
・風向の結果(米子観測所の測定値 ⇒ 南南東の風が多い)は、現地の感じ方(北風が多い)と違う。	<ul style="list-style-type: none"> 現地で風向風速調査を実施(H25) ⇒ 現地と米子観測所は相関性が高く、結果は問題なし 昼間の風向は、米子観測所が北東、現地は北北東の頻度が高く、地元からの意見と合致する。
・周辺の企業が設備増設したことにより、現況の騒音に変化が生じている。	<ul style="list-style-type: none"> 現況騒音の補完調査を実施(H25) ⇒ 調査結果に反映(影響は極めて小さいことを確認)
・浸出水が漏えいした場合の広がり、大地震が発生した場合の影響が心配	<ul style="list-style-type: none"> センターが地下水流向等調査、大地震解析を実施(H25) ⇒ 埋立地が崩れるなどのことがないことを確認。 万が一、浸出液が地下に漏えいしても、東西方向には一定の範囲以上広がらず、下流にゆっくり流れることを確認。
・計画地北東にある水源地(福井水源地)への影響が心配	<ul style="list-style-type: none"> センター地下水流向等調査(福井水源地)を実施(H26) ⇒ 事業計画地を通る地下水は福井水源地に影響しないことを確認。
・地下水に関するこれまでの調査には、基本的な誤りがあり、信頼性がない。	<ul style="list-style-type: none"> 調査内容の多岐にわたる意見には文書回答してきた。 住民側の指摘で誤りを修正した箇所もあるが、調査の信頼性が根本から覆る誤りではなく、処分場設置による周辺生活環境への影響把握と対策検討を行う目的は達成するものと考えている。

理・美容業界の動向と県の対応について

平成27年9月24日

くらしの安心推進課

1 理・美容業界の動向

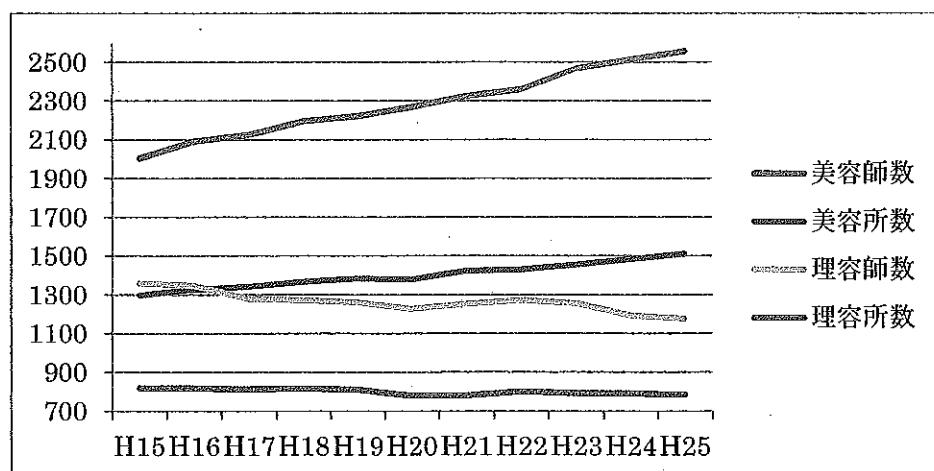
(1) 県内の理容所・美容所数等

美容業については、美容所数、従事美容師数ともに増加を続けており、全国的にも同様の傾向にある。

一方、理容業については、若者のヘアスタイルの多様化による理容店離れや低価格チェーン店の出現などで、理容所数、従事理容師数ともに微減を続けており、全国的にも同様の傾向にある。

<県内の理容所・美容所数等の推移>

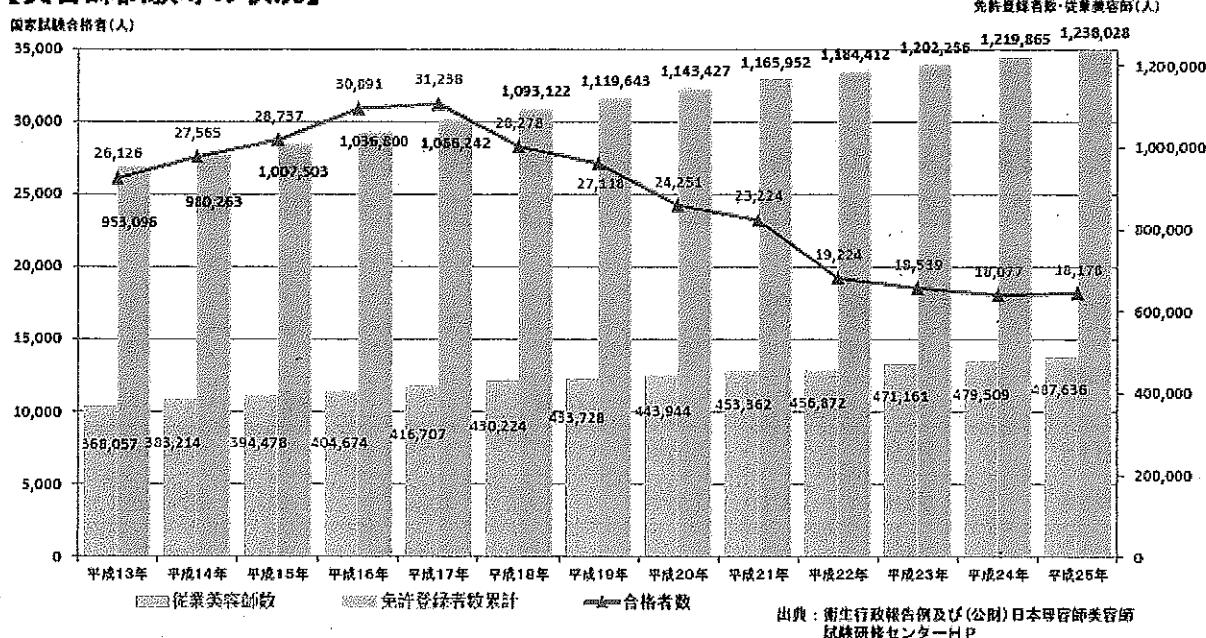
年度	理容所数	従事理容師数		美容所数	従事美容師数		増減
		増減	増減				
H15	819		1,360	1,298	2,004		
H16	818	△1	1,348	△12	1,327	29	87
H17	813	△5	1,279	△69	1,343	16	2,126
H18	815	2	1,273	△6	1,367	24	2,195
H19	810	△5	1,261	△12	1,384	17	2,223
H20	780	△30	1,228	△33	1,379	△5	2,269
H21	781	1	1,253	25	1,425	46	2,326
H22	800	19	1,273	20	1,431	6	2,360
H23	793	△7	1,256	△17	1,455	24	2,467
H24	791	△2	1,193	△63	1,484	29	2,513
H25	785	△6	1,176	△17	1,513	29	2,557
							44



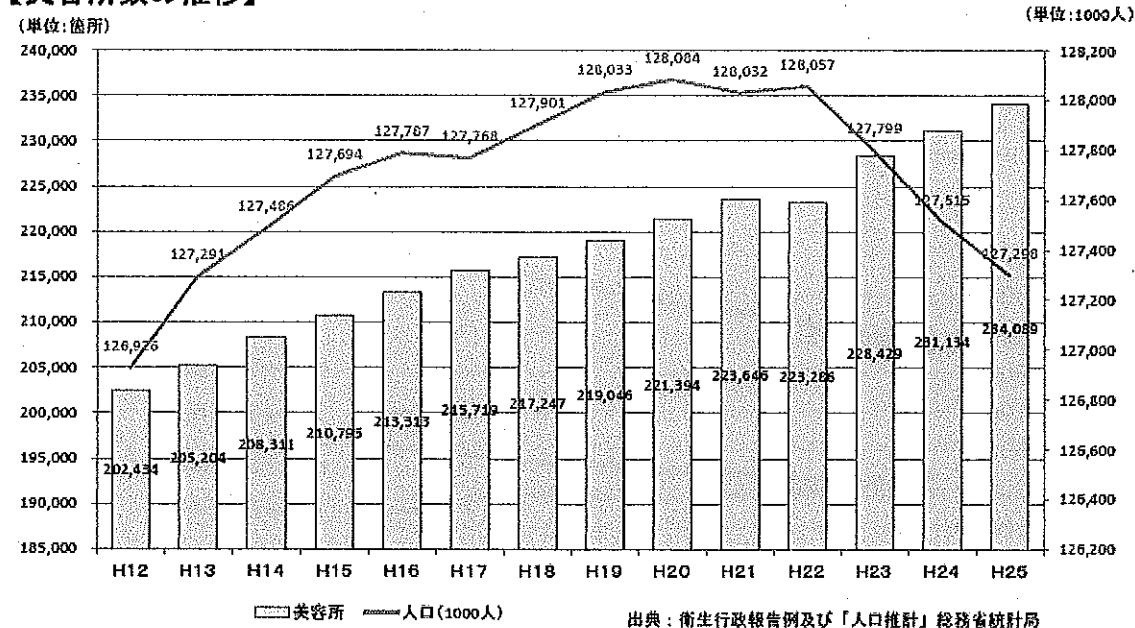
<全国の美容師数等の推移>

毎年2万人弱が美容師免許を取得し、従事美容師数は年々増加している。免許登録者数は、従事美容師数の2・5倍に達している。美容所数も年々増加しており、人口が減少している中で過当競争状態となっている。

【美容師試験等の状況】



【美容所数の推移】



(2) 県内の理美容学校の状況

① 入学者数の推移

県内の2校の過去5年間の入学者の状況は、年度によって変動があるが、鳥取県理容美容高等専修学校の入学者の減少が際立っている。

なお、全国の美容専門学校の総定員に対する入学者数の充足率は、平成20年以降60%以下に下がっており、平成25年は58.7%であった。

年度	鳥取県理容美容高等専修学校						米子ビューティーカレッジ		
	理容科			美容科			美容師養成課		
	定員	入学者数	充足率	定員	入学者数	充足率	定員	入学者数	充足率
H23	20	3	15.0%	40	25	62.5%	40	26	65.0%
H24	20	2	10.0%	40	24	60.0%	40	30	75.0%
H25	20	4	20.0%	40	25	62.5%	40	34	85.0%
H26	20	1	5.0%	40	11	27.5%	40	16	40.0%
H27	20	0	0.0%	40	14	35.0%	40	27	67.5%

(注) 両校とも定員、入学者数には通信課程を含まない。

また、入学者数には県外出身者を含むため、表②の進学状況とは不合しない。

② 県内高等学校卒業者の進学状況（理美容関係）

理美容学校へ進学する県内高等学校卒業者の約2／3は京阪神などの県外の学校に進学している。

年度	県内			京阪神	中国地区	関東地区	計
		鳥取理美	米子BC				
H24	45(38%)	17	28	59	8	8	120
H25	41(36%)	14	27	62	8	3	114
H26	21(24%)	8	13	47	8	10	86
H27	28(30%)	8	20	51	11	4	94

③ 卒業生の進路

美容科の県内出身者の卒業数に対する県内就職者数の割合は、70～80%程度である。

年度	鳥取県理容美容高等専修学校								米子ビューティーカレッジ			
	理容科				美容科				美容師養成課			
	卒業生数	県内就職	県外就職	理容以外	卒業生数	県内就職	県外就職	美容以外	卒業生数	県内就職	県外就職	美容以外
H22	2	0	2	0	21	16	1	4	18	9	8	1
H23	1	0	0	1	13	9	2	2	22	13	5	4
H24	1	0	1	0	18	13	3	2	17	8	3	6
H25	2	2	0	0	19	12	4	3	23	5	17	1
H26	4	3	1	0	16	10	4	2	27	19	6	2

<卒業生の地元就職率（美容科のみ）>

年度	鳥取県理容美容高等専修学校			米子ビューティーカレッジ		
	卒業生数 (県内出身者)	県内就職数	地元就職率	卒業生数 (県内出身者)	県内就職数	地元就職率
H22	20	16	80%	12	9	75%
H23	11	9	82%	18	13	72%
H24	18	13	72%	13	8	62%
H25	18	12	67%	18	5	28%
H26	13	10	77%	18	19	106%

【参考】

① 理容・美容間の規制緩和による影響

平成27年6月に閣議決定された規制改革実施計画により、同年7月に厚生労働省が理容師法、美容師法に関する運用を見直す通知を発出し、理容・美容間のパーマ行為、カッティング行為に関する垣根がなくなった。

今回の規制緩和の内容は、一部の理容所・美容所では規制の認識不足等の理由により既に実施されていた実態があり、理容組合と美容組合も時代に合ったものとの反応であり、混乱しているとの声は聞いていない。

	改正前（S53通知）	改正後（H27通知）
理容師によるパーマ行為	原則禁止。男子に対するカッティングの仕上げとしてのみ可能。	制限なし
美容師によるカッティング行為	原則禁止。パーマメントウェーブに伴う場合は可能。女性はパーマメントウェーブを伴わない場合でも可能。	制限なし

② 経営上の問題点

厚生労働省が平成22年に行った理美容業に関する全国経営実態調査によると、経営上の問題として回答された項目のうち、「客数の減少」が圧倒的に高く、理容業で80.8%、美容業で65.7%であった。「人材不足・求人難」は理容業で8.1%、美容業で14.0%あった。

県内においても同様の実態であると、理容組合、美容組合関係者から聞いている。

<主な問題点（数値：回答割合%、複数回答あり）>

理容業	客数の減少 80.8、競合店の進出 30.6、客単価の減少 21.8、施設の老朽化 15.8
美容業	客数の減少 65.7、客単価の減少 28.7、競合店の進出 28.1、施設の老朽化 16.0

2 外国人活用の検討

外国人が理美容師の国家試験を受けて免許を取得することは可能であるが、出入国管理及び難民認定法（入管法）で定める外国人が在留することができる在留資格に理美容業は認められておらず、限られた在留資格（日本人の配偶者、定住者、永住者、永住者の配偶者）以外の外国人が理美容業に就労して在留することは現行法令では認められていない。

本年、国家戦略特別区域諮問会議で「外国人理美容師の活動解禁」について議論されているところであるが、厚生労働省は「人口が減少している中で、美容所数、従事美容師数は年々増加しており、過当競争状態となっている。外国人美容師の就労を認めることは、日本人美容師の労働条件への悪影響が大きく、適当ではない。」との判断を示している。

人口1万人当たりの従事美容師数をみると、本県は中国地方で一番多く、全国平均も上回っていることから、外国人参入の影響は大きいと考えられる。

<人口1万人当たり理容師・美容師数>

区分	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	全国平均
理容師	20.5	26.9	19.6	18.0	20.9	18.4
美容師	44.5	39.4	38.4	38.3	39.2	38.4

3 理・美容業界及び県の取組み

理美容学校、理容組合、美容組合及び県においては、地元就職の促進、県内学校の入学者確保などのため、各種の事業、支援を実施している。

(1) 私立専修学校に対する支援

私立学校の教育条件の維持向上等を目的として、学校の運営費に対して助成を行っている。

（平成26年度補助実績）

- | | |
|---------------------------|---------|
| ・(学法) 鳥取県理容美容専門学校 | 2,462千円 |
| ・(学法) 小土井学園(米子ビューティーカレッジ) | 833千円 |

(2) 既存奨学金制度の活用

理美容学校等の専修学校は各奨学金制度の対象となっており、それぞれの応募条件を満たせば各奨学制度を利用することが可能である。

なお、理美容学校の学生に特化した奨学金制度、奨学金返還助成制度について、中国地区の各県に確認したところ、いずれの県でも設置されていなかった。

- | | | |
|--------------|--------------------------|----------|
| ・日本学生支援機構奨学金 | ・鳥取県育英奨学金 | ・長谷育英奨学金 |
| ・市町村の育英奨学金 | ・小土井学園奨学制度(米子ビューティーカレッジ) | など |

(3) 地元就職促進活動の推進

ア 後継者育成事業

理容組合及び美容組合が実施する後継者育成事業（組合員が県内の高校に出向き、学生をモデルにした実演、学生の実技体験などを実施）に助成（国・県10／10補助）を行っている。

- （H26実績）実施校：5校 参加生徒数：73名

イ 就職支援事業

県内の学校では、地元美容室への学生訪問や地元美容室が参加する就職説明会などを実施して、地元就職への支援活動を行っている。

(4) 入学生の確保対策

県内の学校では、入学者の確保のため、地元高等学校への訪問活動、オープンキャンパス、学校祭（制作発表会）などを実施し、入学生の確保に努めている。